

広島県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年三月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

神石郡神石高原町上野字矢名瀬谷畠上五二四七、字矢名瀬谷五二四九、字上野谷五二五四の一、五二五五の一、五二七九、字上野谷藪ノ上五二八一、字上埜谷大ハナ五二九八の一、字上野谷青字羅五三〇五の二、五三〇五の五、五三〇五の六、字上埜谷室五三三二の一、甲五三三四の一、甲五三三四三、字上野谷室五三四五の一

二 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）